

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告示

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食と暮らしの安全推進課) 一  
○都市計画事業の事業計画変更の認可 (二件) (都市計画課) 一

## 告示

## ○宮城県告示第四百九号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。  
令和二年五月十二日

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地

主催者の名称 公益社団法人全国生活衛生営業指導センター

主催者の所在地 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

種類	開催年月日	会場名称(会場所在地)
研修	令和二年九月二十四日 令和二年十月二十五日	宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四丁目一番一号) 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二番四十八号)
講習	令和二年九月二十四日 令和二年十月二十五日	宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四丁目一番一号) 宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二番四十八号)

三 通信制で行うクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受付期間等

受付開始年月日

令和二年八月三日  
令和二年十一月四日

受付締切年月日

令和二年八月二十一日  
令和二年十一月二十日

レポート提出締切年月日

令和二年九月十一日  
令和二年十二月十一日

## 四 受講料

- 1 クリーニング師の研修 五千円  
2 業務従事者に対する講習 四千五百円

## ○宮城県告示第四百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和二年五月十二日

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・五・百九十号植松田高線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

## ○宮城県告示第四百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和二年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・六・百八十号駅前南通線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし